

第 3 2 6 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録

令和 3 年 9 月 9 日

第326回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和3年9月9日(木) 午後2時から
- 2 開催場所 静岡県水産・海洋技術研究所 2階会議室(WE B会議)  
(静岡県焼津市鰯ヶ島136-24)
- 3 議事内容
  - (1) 決定事項
    - ア 水産動物の採捕禁止に係る委員会指示について 資料1
    - イ うなぎの採捕禁止に係る委員会指示について 資料2
  - (2) 諮問答申事項
    - ア 狩野川漁業協同組合(内共第8号)遊漁規則の変更について 資料3
    - イ 鮎沢川漁業協同組合(内共第9号)遊漁規則の変更について 資料4
    - ウ 原野谷川非出資漁業協同組合(内共第19号)遊漁規則の変更について 資料5
    - エ 気田川漁業協同組合(内共第25号)遊漁規則の変更について 資料6
  - (3) その他
    - ア その他の事項について
    - イ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

|        |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 委 員    | 牧野 悠輔 | 後藤 充宏 | 大石真衣子 | 秋山 信彦 |
|        | 平野 國行 | 森田 禮治 | 和泉 誠  | 関 いずみ |
| 水産・海洋局 | 板橋 威  |       |       |       |
| 水産資源課  | 花井 孝之 | 小泉 康二 | 鈴木 進二 | 奥野 将伍 |
- 5 欠席者氏名 服部乃利子 古畑 恵子



- 花井課長 皆様、本日はお忙しいなか御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第326回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。なお、本日は欠席されました服部委員、古畑委員を除く8名の委員が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。開会にあたりまして、平野会長よりお願いいたします。
- 平野会長 会長の平野です。本日の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、ウェブ会議形式により開催いたします。皆様には御不便をおかけしますが、御協力よろしくお願い申し上げます。
- 花井課長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、平野会長より御指名願います。
- 平野会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、和泉委員と後藤委員にお願いいたします。
- 花井課長 続きまして、WEB会議開催に当たっての注意事項を事務局より御説明いたします。
- 奥野主事 事務局の奥野です。WEBによる開催といたしまして、注意点を申し上げます。質疑応答をしていただく際は、まず、カメラをオンにした状態で、挙手をしてください。次に、平野会長から順番に御指名いただきますので、指名された方から、名前を名乗った上で、ゆっくりと発言してください。今回は委員の皆様全員がWEBによる参加となります。このため、以上の流れを徹底していただきますようよろしくお願いいたします。WEB会議に関する注意は以上となります。
- 花井課長 なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、平野会長にお願いします。
- 平野会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入ります。議事の(1)は「決定事項」でございます。まずは、ア「水産動物の採捕禁止に係る委員会指示について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 それでは、議事1について説明させていただきます。資料1を御覧ください。今回の遊漁規則変更は大川川上流域における水産動物の採捕禁止に係る委員会指示についてです。経緯を説明いたします。1禁漁措置の設定及び継続について東伊豆町の大川川水系大川川及びその支流については、昭和55年から、地元の要望に富士養鱒場が協力してあまごの資源量及び分布の調査を行いました。その結果、上流部及び支流、以下「禁漁区域」における採捕を制限することで、流域全体のあまご資源が保護されると判断されたことから、昭和56年から本委員会指示

により、禁漁区域における禁漁措置を講じております。その後、調査は平成10年頃に終了したものの、平成11年以降は、大川地区の有志で構成される団体以下「管理団体」が、東伊豆町の委託により、大川川のみ資源の保護、増殖や、禁漁区域外における釣り人の誘客、放流活動、清掃等の河川整備の取組を実施してきました。また、東伊豆町は、委員会指示による禁漁措置の継続の要望を行なっております。

2 禁漁期間の短縮について、平成30年の2月に開催された第314回本委員会における大川川のみ禁漁措置等についての審議の際に、管理団体による管理の実態の調査を行なうべきこと、調査期間中は禁漁期間を1年間とすべきことを旨とする議論が行なわれたことや、その後の委員会指示の内容に変更があったことを踏まえ、平成30年5月からは、禁漁期間は1年間に短縮されてきました。

3 管理の実態について、水産資源課が本年7月26日に現場でのヒアリングや確認等を行った結果、禁漁区域は管理団体の適切な管理下にあること、密漁者が多く、現場ではその対応に苦慮していることが判明しております。

4 東伊豆町の要望について、本年8月11日に、東伊豆町は、本委員会指示について、禁漁措置の実効性を高めるため、禁漁対象魚種を全魚種とすべきこと、ほか指示の有効期間を2年間にして、指示を継続すべきことを内容とする要望を提出いたしました。内容については資料のページ5～9を参照ください。

5 委員会指示決定案の要点についてです。4の要望①を踏まえ、禁漁措置の実効性を高めるために、禁漁対象魚種を全魚種として本委員会指示を継続することといたします。なお、要望②の指示の有効期間については、変更された指示内容の実効性を確認するための期間として、1年間といたします。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。2ページ指示の内容についての【更新の内容】を御覧ください。まず、対象魚種をのみから全魚種へと変更します。次に、本委員会指示は令和3年10月31日で期間満了となりますので、有効期間を1年間更新します。さらに、有効期間を変更することに伴い、禁止期間を変更いたします。最後に、漁業法の改正に伴った条項のズレを修正します。

最後に3の諮問の内容です。大川川水系大川川（東伊豆町内）における水産動物の採捕について、漁業法第120条第1項及び第171条第4項に基づき、事務局案のとおり指示してよろしいか、審議のうえ決定をお願いします。

事務局からは以上です。

- 平野会長                    ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 委員                        質疑応答
- 平野会長                    御意見も出尽くしたようで（特に御質問等ないようで）ございますので、議事の（1）のアでございしますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同                    異議なし

- 平野会長           ありがとうございます。それでは、議事の（１）のＡについては、決定ということで終了いたします。
- 平野会長           続きますして、イ「うなぎの採捕禁止に係る委員会指示について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事           それでは、議事２について説明させていただきます。資料２を御覧ください。今回の決定事項は、うなぎの採捕禁止に係る委員会指示についてです。  
経緯を説明いたします。親うなぎの保護の観点から、平成29年9月22日付け委員会指示により、産卵に向かう親うなぎが川を下る毎年10月1日（一部区域においては11月1日）から2月末日までの間、本県の内水面におけるうなぎの採捕は一律に禁止されてきました。また、九州、四国を中心に10県で同様の委員会指示が発令されるなど、全国的にも、うなぎの資源保護の気運が高まっているところ  
です。  
続きますして2の概要として、変更する事項になります。資料2 ページ2 指示の内容についての内【更新の内容】を御覧ください。まず、本委員会指示は、令和3年9月30日で期間満了となりますので、有効期間を2年間更新いたします。次に、漁業法の改正に伴った条項のズレを修正します。  
最後に3の諮問の内容です。うなぎ資源の状況を踏まえ、うなぎの採捕を禁止することについて、漁業法第120条第1項及び第171条第4項に基づき、事務局案のとおり指示してよろしいか、審議のうえ決定をお願いします。  
事務局からは以上です。
- 平野会長           ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 委 員           質疑応答
- 平野会長           御意見も出尽くしたようで（特に御質問等ないようで）ございますので、議事の（１）のイでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同           異議なし
- 平野会長           ありがとうございます。それでは、議事の（１）のイについては、決定ということで終了いたします。
- 平野会長           続きますして、議事の（２）「諮問答申事項」に移ります。まずは、ア「狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事           それでは、議事３について説明させていただきます。資料３を御覧ください。

今回の遊漁規則変更は、1にじますのキャッチ&リリース区域の新設について、2身体障がい者に対する減免措置の変更について、3誤植に対する是正です。

経緯を説明いたします。

1にじますのキャッチ&リリース区域の新設について、狩野川漁業協同組合以下「漁協」では、今後、あゆの遊漁者数の減少に伴い、あゆの遊漁料の維持が困難となることを見込まれることから、遊漁規則を変更し、新たな収入源としてのにじます特定区を黄瀬川に設置しました。

本特定区では、11月1日から2月末日までの期間、黄瀬川五竜の滝から約700m下流に位置する富沢の堰堤までの区域においてにじますを濃密放流し、他の区域よりも高額な料金を徴収してキャッチアンドリリースを行なわせております。

ところが、本特定区の区域内及び下流域では、オフシーズンには釣り上げた魚の持ち帰りが可能となるため、次年度のシーズンまでに、濃密放流したにじますの資源量が著しく減少してしまうことが問題となっています。

このようなことから、オフシーズンにおいて、黄瀬川五竜の滝から約3km下流に位置する水窪(みさくぼ)大堰(おおぜき)までの区域のにじます釣りをキャッチアンドリリースに限定することで、にじます資源の保護を図りたいとしています。

2身体障がい者に対する減免措置の変更について、従来、漁協では、女性及び身体障がい者に対して遊漁料の減免措置を定めてきました。

しかし、障がい者については、身体障がい者以外の知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者等に対しても、減免措置を適用すべきとの要望が組合内部で挙げられているところです。

このようなことから、障がい者については、身体障がい者のみならず、障がい者全般に対して減免措置を適用したいとしております。

3誤植に対する是正について、現行の遊漁規則の記載に誤植があったため、これを是正します。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。

1にじますのキャッチアンドリリース区域の新設について、資料7ページを御覧ください。黄瀬川の五竜の滝から水窪大堰上流端までの約3km区域におけるにじます漁について、キャッチアンドリリースの原則を適用いたします。これは、冬期の黄瀬川特定区のオフシーズンにおける規則となります。現行の黄瀬川特定区については、【参考】を御参照ください。なお、料金は通常のにじます漁と同額であるため、新たに料金は設定しません。

2身体障がい者に対する減免措置の変更について、身体障害者に対する減免措置を障がい者に対する減免措置といたします。

3誤植に対する是正について「ごりゅうの滝」の語句を訂正します。

詳しい変更の内容につきましては、以降のページに新旧対照表を載せておりますので、そちらを御覧ください。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、狩野川漁業協同組合(内共第8号)の遊漁規則について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものです。御審議お願いいたします。事務局からは以上です。

- 平野会長                    ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 委 員                    質疑応答
- 平野会長                    御意見も出尽くしたようで（特に御質問等ないようで）ございますので、議事の（２）のアでございしますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同                  異議なし
- 平野会長                    ありがとうございます。それでは、議事の（２）のアについては、決定ということで終了いたします。
- 平野会長                    続きまして、イ「鮎沢川漁業協同組合（内共第9号）遊漁規則の変更について」でございします。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事                    それでは、議事4について説明させていただきます。資料4を御覧ください。今回の遊漁規則の変更は足柄特定区の区域延長及び料金の新設です。  
経緯を説明いたします。鮎沢川漁業協同組合以下「本漁協」では、漁協を存続させていくための一手として、他の漁協では禁漁期となる漁場が多い冬季における遊漁収入の確保のため、平成30年度から、鮎沢川の河川内に区間を区切った足柄特定区を設置しております。  
本特定区は、「雪化粧した富士山に見える漁場」として、遊漁者や組合員からも大変好評な漁場であり、にじます釣りを目的に来釣する多くの遊漁者で賑わっているところでもあります。  
本特定区設置後、遊漁者数は増加の一途をたどっており、休日などは大変混雑することから、遊漁者や組合員からは漁場拡大の要望が多く寄せられています。また、本特定区には、県外からの来釣者が多く、現地にて数日間滞在する遊漁者もいるほか、シーズン中に複数回来釣する遊漁者も多くおります。  
このため、本漁協では、今回、本特定区の更なる区域延長を行うほか、本特定区における遊漁料について、日釣券を料金は据え置きのまま連続する2日間分とし、また、シーズン料金を新設したいとしています。  
なお、本特定区の区域延長に伴い、現場での監視の負担が増加することから、遊漁料の現場売り料金を増額したいとしています。  
続きまして2の概要として、変更する事項になります。資料5ページの地図を御覧ください。まず、区域について、現行の鮎沢川向田橋より上流最初の堰堤から同橋より下流最初の堰堤までの区域を紅葉橋堰堤下流端から金太郎橋上流端までの区域に延長いたします。  
次に、遊漁料金について、1日券を連続する2日間適用できるものとするほか、新たにシーズン券を新設いたします。資料6ページを御覧ください。新設するシーズン券の料金については、県内の他の漁協の遊漁料金と比較しても妥当な料金であると言えます。



また、今回区域を延長することに伴い、現場での本特定区域を延長することに伴い、現場での監視の負担が増加することから、遊漁料の現場売り料金を1,000円増額いたします。

詳しい変更の内容につきましては、以降のページに新旧対照表を載せておりますので、そちらを御覧ください。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、鮎沢川漁業協同組合(内共第9号)の遊漁規則について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○平野会長                    ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○委 員                    質疑応答

○平野会長                    御意見も出尽くしたようで(特に御質問等ないようで) ございますので、議事の(2)のイでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同                    異議なし

○平野会長                    ありがとうございます。それでは、議事の(2)のイについては、決定ということで終了いたします。

○平野会長                    続きまして、ウ「原野谷川非出資漁業協同組合(内共第19号)遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事                    それでは、議事5について説明させていただきます。資料5をご覧ください。今回の遊漁規則の変更は1 あゆ友釣り(ルアー釣り)の新設について、2 にじますキャッチアンドリリース区域の延長についてです。

経緯を説明いたします。1 あゆ友釣り(ルアー釣り)の新設について、あゆの友釣りは、野あゆの縄張り行動を利用したあゆ漁法であり、釣ろうとする野あゆの縄張り内に、釣り人が用意したおとりあゆを侵入させ、これを追い払おうと野あゆが体当たりして針にかかったところを釣り上げるものです。

近年、県内の内水面遊漁者が減少している中、あゆの遊漁者、特に友釣り遊漁者については本漁協においても減少傾向にあります。これについては、友釣り自体の難易度の高さに加え、当該漁協の区域内に、おとりあゆの販売店がなく、おとりあゆの入手が困難であることも要因として上げられております。

これに対し、原野谷川非出資漁業協同組合以下「本漁協」では、友釣りの漁法として若年層に人気のあるルアー釣りを導入し、将来に渡ってあゆ釣り遊漁者の増加を図りたいとしています。

あゆのルアー釣りは、あゆ友釣りで使用するおとりあゆをルアーで代替するものです。ルアー釣りの導入により、友釣りをする際に使用する生きたおとりが不

要になり、友釣り自体のハードルを下げるができるため、若年層を含むあゆ釣り遊漁者の増加を図ることが可能になります。なお、ルアー釣りによるあゆ友釣りの導入は県内初の試みとなります。

2にじますキャッチアンドリリース区域の延長について、本漁協では、平成30年度からにじます、平成31年度からあまごのキャッチアンドリリース区を設置し、冬はにじます、夏はあまご資源の有効活用を図ってきました。

本区域の設置以降、にじます及びあまごの遊漁者は増加の一途を辿っています。この結果、本区域における遊漁料収入は、漁協の存続にとって欠かせないものとなっており、また、休日などには大変混雑する本区域の延長に関する要望が、遊漁者や組合員から多く寄せられております。

このようなことから、本漁協は、今回、にじますのキャッチアンドリリース区域を延長したいとしています。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。

1 あゆ友釣り（ルアー釣り）の新設について、あゆ友釣りの「遊漁の方法」に「ルアー釣り」を追加します。

2にじますキャッチアンドリリース区域の延長について、資料6ページの地図を御覧ください。現在、ならここキャンプ場堰堤から上流、笠掛堰堤までとなっている本区域を原野谷ダム流れ込み（萩間橋の下流1km）から上流、笠掛堰堤までに延長します。

詳しい変更の内容につきましては、以降のページに新旧対照表を載せておりますので、そちらを御覧ください。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、原野谷川非出資漁業協同組合（内共第19号）の遊漁規則について上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

- 平野会長            ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 委 員                質疑応答
- 平野会長            御意見も出尽くしたようで（特に御質問等ないようで）ございますので、議事の（2）のウでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同            異議なし
- 平野会長            ありがとうございます。それでは、議事の（2）のウについては、決定ということで終了いたします。
- 平野会長            続きまして、エ「気田川漁業協同組合（内共第25号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事            それでは、議事6について説明させていただきます。資料6を御覧ください。

今回の遊漁規則の変更は、あゆドブ釣（石川釣）解禁日の見直しです。

経緯を説明いたします。従来、気田川漁業協同組合では、あゆ釣りの漁法に関して、「餌釣り」、「流し毛針釣り」、及び「ドブ釣り（石川釣り）」の3漁法の解禁日を、「友釣り」解禁日（6月1日）の3か月後である9月1日としていました。

その後、平成25年の漁業権更新の際には、「ドブ釣り（石川釣り）」に関しては、気田川流域の地区における伝統漁法であること、「ドブ釣り（石川釣り）」遊漁者からの強い要望があったこと等により、解禁日を6月1日に変更しました。

ところが、解禁日の変更後は、気田川本流及びその支流には堰堤が多く存在することもあり、解禁直後に、堰堤の下に群れる放流後間もないあゆが「ドブ釣り（石川釣り）」により乱獲される事態が発生しており、組合の資源増殖に支障をきたしています。

さらに、「ドブ釣り（石川釣り）」の解禁日が早まったことについては、餌釣り遊漁者の不公平感が強く、解禁日変更以来、組合への苦情やトラブルも発生しているとのことでした。

このような理由から、組合内において、あゆの「ドブ釣（石川釣）」解禁日については、従前の9月1日に戻すことが望ましいとしています。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。あゆドブ釣（石川釣）解禁日の見直しについて、6月1日から12月31日までの期間を9月1日から12月31日までに変更します。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、気田川漁業協同組合（内共第25号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

- 平野会長            ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 委 員                質疑応答
- 平野会長            御意見も出尽くしたようで（特に御質問等ないようで）ございますので、議事の（2）のエでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同            異議なし
- 平野会長            ありがとうございます。それでは、議事の（2）のエについては、決定ということで終了いたします。
- 平野会長            続きまして、議事の（3）は「その他」でございます。まずは、ア「その他の事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事            それでは、全国内水面漁業振興大会について説明させていただきます。内水面

漁業協同組合連合会の全国組織、全国内水面漁業協同組合連合会では、内水面漁業が直面する諸課題を協議するため、全国の内水面漁業関係者が集まり、課題解決に向けた大会決議を内外に伝える場として、昭和32年度から全国内水面漁業振興大会が開催されてきました。令和2年度には約30年振りに静岡県での開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大により延期となり、さらに、令和3年度の開催もこの度、延期されたところです。本大会は、静岡県内水面漁業協同組合連合会が事務全般を所管しておりますが、約30年ぶりの静岡県での開催ということで、委員の皆様にも出席いただくことになるかと思えます。大会の詳細については、情報が入り次第、この場でお知らせいたします。全国内水面漁業振興大会に関しては以上です。

- 平野会長           ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 委 員               質疑応答
- 平野会長           御意見も出尽くしたようで（特に御質問等ないようで）ございますので、次に移ります
- 平野会長           続きまして、イ「次回の開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事           次回開催日程について、御連絡します。次回の開催は12月上旬を予定しております。事前に、日程調整を行いますのでよろしくお願ひします。次回開催日程については以上です。
- 平野会長           ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 委 員               質疑応答
- 平野会長           特にないようでございますので、委員の皆様より何か連絡事項等ございますか。
- 委 員               （その他連絡事項等、あればその都度対応）
- 平野会長           特にないようで（他にないようで）ございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。
- 花井課長           平野会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これを持ちまして、第326回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 3 年 11 月 1 日

議

長

平野國行



令和 3 年 11 月 6 日

議事録署名人

後藤克宏



令和 3 年 11 月 27 日

議事録署名人

和泉誠





Handwritten text in seal script, likely a title or chapter heading.



Handwritten text in seal script, likely a title or chapter heading.



Handwritten text in seal script, likely a title or chapter heading.



Handwritten text in seal script, likely a title or chapter heading.

